

平成30年
9月12日現在

平成28年熊本地震 大津町・被災支援のまとめ

「平成28年熊本地震」で被災した皆さんに向けた支援内容をまとめています。
現在までに期限が変更になっているものもあります。
漏れがないように内容の確認と申請をお願いします。

大津町被災支援のまとめ

県住宅再建支援事業（二重ローン対策）

「平成28年熊本地震」で居住していた住宅に被害を受けた人が対象です。
その被災住宅のローンに加え、新たに住宅を再建するためのローンを組んだ場合に元の住宅ローンに係っている利子相当額を補助します。

- 補助対象要件（全ての要件を満たす人）
 - ①新たな借入の契約をした日の前月末時点で被災家屋に係る既存住宅のローンが500万円以上ある人。
 - ②県内に自らが居住する住宅のために300万円以上の新たな住宅ローンの契約をした人。
 - ③課税所得金額が780万円以下の人。（同一世帯内で最も所得が高い人の所得金額）
- 補助金額
被災家屋の既往債務にかかる利子相当額（上限額50万円）
- 申請期限 平成32年3月（予定）
- 問い合わせ 県住宅課 ☎096(333)2547

住まいの再建相談窓口

- 新たな住まいを確保しなければならぬ被災者を支援するため、相談窓口を開設しています。
- 開設日時 毎週月曜（祝日、年末年始を除く）午前10時～午後5時
 - 場所 役場仮庁舎（相談ブース）
 - 相談内容 賃貸物件、住宅ローンの情報など
 - 問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

「住まいの再建」のための支援策

- 問い合わせ ①②について 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510
③④について 役場住民課 住宅係 ☎096(293)3112

「住まい再建」の支援策を紹介します。必要書類が追加が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。
●対象世帯 応急仮設住宅の入居世帯、全壊または大規模半壊のり災証明書の交付世帯、半壊のり災証明書の交付世帯で解体した世帯、法に基づく長期避難世帯
●申請期限 平成32年2月28日（金）

支援策	助成内容	必要書類	備考
自宅再建希望世帯 ①[60歳以上にに向けた支援] リバースモーゲージ型(*)の融資に対する利子助成	融資限度額 850万円までの融資に対する利子の20年分を一括助成します。	・り災証明書の写し ・住民票（世帯全員分） ・住宅債務にかかる金銭消費貸借契約書 ・抵当権設定契約書 ・返済予定表の写し ・印鑑	・申請期限の追加要件があります。
自宅再建希望世帯 ②[一定額までの利子負担を軽減] 子育て世帯も安心して借りられるよう助成	融資限度額 850万円までの融資に対する利子相当額を一括助成します。	・り災証明書の写し ・住民票（居住世帯全員分） ・課税台帳記載事項証明書 ・住宅債務にかかる金銭消費貸借契約書 ・抵当権設定契約書 ・返済予定表の写し ・印鑑	・別途、所得要件があります。 ・申請期限の追加要件があります。
民間賃貸住宅希望世帯 ③[民間賃貸住宅への入居費用を助成] 民間賃貸住宅入居の初期負担を軽減	賃貸住宅へ入居したときの礼金や手数料などの初期費用を助成します。 ●助成金……………20万円	・り災証明書の写し ・住民票の写し（謄本・続柄有） ・移転先の入居契約書の写し ・振込口座の預金通帳の写し ・解体証明書の写し（半壊時） ※入居費用の領収書は不要。	
公営住宅希望世帯 ④[引越し時の転居費用を助成] 引越しするときの負担を軽減	仮設住宅などから自宅、民間賃貸住宅、公営住宅などへ転居した時などの転居費用を助成します。 ●助成金……………10万円	・り災証明書の写し ・住民票の写し（謄本・続柄有） ・移転先の入居契約書の写し ・振込口座の預金通帳の写し ・解体証明書の写し（半壊時） ※転居費用の領収書は不要。	・①②③の支援と重複して受けることができます。

*リバースモーゲージ…高齢者（60歳以上）向け住宅再建融資のこと。所有する土地・自宅を担保に住宅再建費用などの融資を受け、死亡後に担保物件を売却し一括返済するか、相続人による現金一括返済によって返済することができるもので、月々の支払いは利息のみになります。

「半壊」世帯のための支援策

- 申請期限 平成32年2月28日（金）
- 問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

支援策	対象世帯	助成内容	必要書類	備考
半壊世帯の住宅補修にかかる利子助成	居住者用り災証明書のり災区分が「半壊」で、平成28年4月15日から平成31年3月31日（日）までの間に、被災した住宅を補修するために金融機関から融資を受け、利子が発生している世帯。 ※被災者生活再建支援金の対象世帯、応急仮設・みなし仮設へ入居した世帯、町税に滞納がある世帯は対象外。	A) リバースモーゲージ型融資（60歳以上向け住宅再建融資）を受けた場合 …融資限度額（850万円）までの融資に対する利子の20年分を一括助成 B) 金融機関などから融資（住宅補修のための融資に限る）を受けた場合 …借入額または融資限度額（850万円）いずれか低い額の利子相当額を一括助成	・り災証明書の写し ・戸籍（申請者以外契約時） ・工事内容が分かる書類 ・補修費用の領収書 ・住宅債務にかかる金銭消費貸借契約書 ・返済予定表の写し ・申請者名義の通帳 ・印鑑 など	・必要書類は、必要に応じて他の書類も提出をお願いします。

り災証明書

各種支援を受けるときに必要な「り災証明書」の一部損壊世帯への写真判定と、再発行を行っています。
※特別な事情での新規申請はご相談ください。

- 対象 平成28年4月14、16日に対象住家へ居住または所有していた人または同じ世帯の人
- 必要なもの 被害の状況がわかる写真を現像または印刷したもの、身分証明書（運転免許証、保険証など）、印鑑 ※別世帯の人は委任状
- 問い合わせ 役場総務課 地域安全係 ☎096(293)3111

被災者生活再建支援金

生活基盤に大きな被害を受けた世帯に対して支援金を支給する制度です。

- 対象世帯 居住者用り災証明書の被災程度が全壊・大規模半壊・半壊解体の世帯。
- 支給額

区分	単数世帯		複数世帯		基礎支援金	加算支援金	再建方法
	大規模半壊	全壊世帯	大規模半壊	全壊世帯			
世帯	37・5万円	75万円	50万円	100万円			
買修	37・5万円	75万円	50万円	100万円			
貸修	75万円	150万円	100万円	200万円			
買修	75万円	150万円	100万円	200万円			
貸修	150万円	300万円	200万円	400万円			

申請期限

平成31年5月13日（月）
※加算支援金を受領した場合は災害公営住宅などの公営住宅への入居はできません。
所有者用り災証明書は対象外。

- 問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

大津町義援金・熊本県義援金

被災者支援のための義援金を配分委員会の決定に基づいて支給しています。

- 対象者（世帯）
・人的被害（一人当たり）平成28年地震によって死亡または重症を負った人。
※窓口で事前に相談が必要です。
- ・住家被害（一世帯当たり）居住者用り災証明書の被災程度が全壊・大規模半壊・半壊の世帯、一部損壊で対象となる修理費用が100万円以上の世帯。
※所有者用り災証明書は対象外。

配分対象	大津町義援金		熊本県義援金		合計
	重傷者	死亡者	重傷者	死亡者	
住家被害（一人当たり）	10万円	100万円	10万円	100万円	110万円
配分対象	10万円	100万円	10万円	100万円	110万円
合計	10万円	100万円	10万円	100万円	110万円

配分基準額

申請期限	一部損壊世帯（対象修理費100万円以上）	半壊世帯	大規模半壊世帯	解体世帯（半壊）	解体世帯（大規模半壊）	全壊世帯	配分対象	合計
平成31年3月29日（金）	10万円	40万円	40万円	80万円	80万円	80万円	県義援金	110万円
	1万円	1万円	3万円	1万円	3万円	4万円	町義援金	110万円
	11万円	41万円	43万円	81万円	83万円	84万円	合計	220万円

一部損壊見舞金

※基準額変更で追加配分がある場合でも、いずれかの被害区分で一度申請済みの場合は再度申請の必要はありません。
●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

必要書類

り災証明書、領収書、修理費用や修理箇所が分かる書類（工事内訳書、工事明細書、見積書、写真など）、世帯主名義の通帳、印鑑 など

- 申請期限 平成31年3月29日（金）
- 問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

支給額

修理費用	見舞金の額
10万円以上30万円未満	3万円
30万円以上100万円未満	10万円
100万円以上	30万円

※修理費用が100万円未満は切り捨て